

審査請求書

年 月 日

審査庁 大阪府知事 様

審査請求人(又は代理人)
氏 名

次のとおり審査請求します。

1 審査請求人の住所、氏名及び年齢

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日

(電話番号

)

〔審査請求代理人

住 所

氏 名

(電話番号

)

2 審査請求に係る処分

市長の

年

月

日付けの

に対する

についての処分

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

年

月

日

4 審査請求の趣旨

「2に記載した処分を取り消す。」との裁決を求める。

5 審査請求の理由

6 市町村の教示の有無及びその内容

「この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。又は(教示がなかった。)

7 その他

(1) 添付書類

年

月

日付

市長

決定通知書の写し

(2)委任状(代理人がいる場合)

※ 審査請求代理人が審査請求をされる場合は、審査請求代理人の欄も記入してください。

また、代理人を証する委任状を添付してください。

※ 審査請求の理由等について、該当欄に記入しきれない場合は、適宜、別の紙に記入してください。

注1 処分の内容については、下記を参考に記入してください。

- (1) 障害支援区分に関する処分
 - ・ 障害支援区分の認定（法第21条第1項）
 - ・ 障害支援区分の変更認定（法第24条第4項）
- (2) 支給決定又は地域相談支援給付決定に係る処分
 - ア 支給要否決定に関する処分
 - ・ 介護給付費等の支給要否決定（法第22条第1項）
 - ・ 地域相談支援給付費等の給付要否決定（法第51条の7第1項）
 - イ 支給決定（支給量等の決定）に関する処分
 - ・ 支給決定（障害福祉サービスの種類、支給量、有効期間の決定）（法第22条第7項）
 - ・ 支給決定の変更の決定（法第24条第2項）
 - ・ 支給決定の取消しの決定（法第25条第1項）
 - ・ 地域相談支援給付決定（地域相談支援の種類、地域相談支援給付量、有効期間の決定）（法第51条の7第7項）
 - ・ 地域相談支援給付決定の取消しの決定（法第51条の10第1項）
 - ウ 支払決定に関する処分
 - ・ 介護給付費（法第29条第1項）
 - ・ 特例介護給付費（法第30条第1項）
 - ・ 訓練等給付費（法第29条第1項）
 - ・ 特例訓練等給付費（法第30条第1項）
 - ・ 地域相談支援給付費（法第51条の14第1項）
 - ・ 特例地域相談支援給付費（法第51条の15第1項）
- (3) 利用者負担に係る処分
 - ア 利用者負担の月額上限に関する決定（法第29条第4項）
 - イ 利用者負担の災害減免等の決定（法第31条）
 - ウ 高額障害福祉サービス費の給付決定（法第76条の2第1項）
 - エ 補足給付の決定
 - ・ 特定障害者特別給付費（法第34条第1項）
 - ・ 特例特定障害者特別給付費（法第35条第1項）